

国際課税委員会（第37回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年2月16日第37回国際課税委員会を開催し、税務大学校研究部居波邦泰さんから「事業再編にかかる移転価格課税の在り方」について説明をいただき、議論を行いました。議論の概要は以下の通りです。資料は別添です。

（説明の概要）

1、（我が国の事案の説明のあと）国際的事業再編に対する移転価格税制の適用については、次の2時点で適用可能ではなかろうか。第1時点は、事業再編時において、国外関連者に移転された「機能」である無形資産等について移転価格税制を適用することである。第2時点では、事業再編後において、「機能」の移転後に残された関連者間取引について移転価格税制を適用することである。A事案について、このことがいえるのではなかろうか。

2、OECDのディスカッション・ドラフトにおける事業再編に係る検討が行われ、90年半ば以降での事業再編に典型的なものとしては、以下のものを挙げている。

- 1) リスク限定的販売会社等への転換
- 2) 契約製造会社等への転換
- 3) 事業の合理化等
- 4) 知的財産管理会社等への無形資産の移転

3、ドイツの事業再編に対する移転価格税制の強化策は次のとおりである。2008年に企業税制改革法2008を施行し、大胆な法人税制の改革を行ったが、そのなかで法人税収減への対応策として、事業再編による所得の国外流出に対して、国際取引課税法第1条を改正することで移転価格税制の強化を行った。その後、事業再編に対する移転価格税制の強化策を的確に実施していくため、以下の対応がとられる。

- 1) 2008年7月に「機能移転に関する政令」を可決、2008年1月1日に遡及して施行
- 2) 2009年中に関係者からのコメントを踏まえた「機能移転に関する財務省通達」を発遣

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。